



報道関係者 各位

令和5年2月20日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐々木 重徳

賃金指導官 小林 優

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

### 秋田地方最低賃金審議会（令和4年度第5回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、第5回秋田地方最低賃金審議会を下記の日に開催します。

今回の審議会では、秋田県の各特定最低賃金専門部会の審議経過の報告、令和4年度の審議に関する総括などを予定しています。

#### 記

1 日 時 令和5年3月2日（木）午前10時から

2 場 所 ルポールみずほ 2階会議室「ききょう」（秋田市山王4丁目2-12）

#### 3 議 題

- (1) 令和4年度の審議経過と総括について
- (2) 各専門部会等の廃止について
- (3) その他

#### 4 傍聴等申込要領及び注意事項

- (1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail : [chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp)

締め切り：令和5年2月27日（月）正午必着

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）。

(3) 本審議会は公開としていますが、カメラ撮りは審議開始時刻前3分程度のみとさせていただきます。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。